

令和8年度まで延長！

振り込め詐欺対策電話の 購入費を一部補助します。

市では、高齢者等の弱者をねらった振り込め詐欺に対する家庭内での防犯力向上のため、振り込め詐欺対策電話等の機器購入者に向け、「富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金」を交付します。



補助限度額

補助対象経費の2分の1

※5千円を上限とします。

100円未満の金額は切り捨てとします。

補助対象世帯

市内に住所を有する65歳以上の高齢者を含む世帯
(1世帯1回限り)

補助対象経費

振り込め詐欺等対策機器のうち、固定電話機及び固定電話機への接続機器の購入に要する費用(送料およびFAX用紙等の付属品、設置工事、購入後の保守等にかかる費用は対象外)

補助対象機器

呼出音が鳴る前に自動応答(警告メッセージ)し、通話を録音する機能を有する機能等を備える振り込め詐欺等の対策のために開発された電話機及び電話機への接続機器

補助対象期間

購入日から1年以内

(令和9年3月31日で受付終了)

申請から補助金交付までの流れについては裏面をご覧ください。

申請から 補助金交付までの流れ

1 機器購入後、振り込め詐欺等対策機器購入費補助金交付申請書に添付書類を添えて協働推進課窓口へ提出（申請者→市）

添付書類・対象の世帯員が購入したことを確認できる領収書等の写し

- ・取扱説明書の写し
（表紙及び補助対象機器であることが確認できるページのみ）
- ・購入機器の設置が確認できる写真の写し

2 審査後、補助金交付決定・却下通知書の送付（市→申請者）

※ 審査の結果、対象機器と認められない場合等は申請が却下となる場合があります。
購入前の事前相談をお勧めします。

3 交付決定後、補助金交付請求書に振込先通帳の写しを添えて協働推進課窓口へ提出（申請者→市）

4 補助金の交付（市→申請者）

本制度に関するご不明点や事前のご相談等、お気軽にお問い合わせください
問い合わせ先 富士見市役所 協働推進課
☎049-251-2711（内線433）